

監査監第724号
令和3年8月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 島 崎 豊 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	傳 田 ひろみ
同	神 坂 達 成

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1)対象課所

財政局

財政部

資産経営課、庁舎管理課

保健福祉局

市立病院 病院経営部

病院施設管理課

健康科学研究センター

保健科学課

建設局

北部建設事務所

道路安全対策課、道路建設課、道路維持課、河川整備課

(2)監査の範囲

令和元年度繰越工事及び令和2年度（令和2年12月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和2年度（令和2年12月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
建設局 北部建設事務所	道路安全対策課	①暮らしの道路整備工事（市道4299号線外1路線）
		②指扇中学校敷地境界擁壁新設工事
	道路建設課	③産業道路天沼工区街路整備工事（R1-2）
		④中山道街路整備工事（R1）
	道路維持課	⑤道路修繕工事（R1市道11025号線）
		⑥スマイルロード整備工事（R1市道12252号線）
	河川整備課	⑦普通河川宝来川改修工事（北河R1）
		⑧見沼分水環境整備工事（北河R1）

担 当		施 設 修 繕 名
財政局 財政部	資産経営課	①北袋町自治会館間仕切り修繕
		②丸ヶ崎町自治会館雨漏修繕
	庁舎管理課	③本庁舎防火シャッター修繕
		④本庁舎消防設備誘導灯交換修繕
保健福祉局 市立病院 病院経営部	病院施設管理課	⑤さいたま市立病院 1 階初療室電源修繕
		⑥さいたま市立病院 1 階医師控室拡張修繕
保健福祉局 健康科学研究 センター	保健科学課	⑦ 3 3 9 共通機器室パッケージエアコン室内外機緊急修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

ア 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計

ア 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

イ 工期の設定は適切に行われているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

イ 数量及び金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(4) 契約

ア 契約発注の時期及び契約変更時期は適切か（年度末偏在等）。

イ 追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。

(5) 施工

ア 法令等を遵守して施工されているか。

イ 工事が遅延した場合の措置は適切に行われているか。

(6) 検査

ア 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

イ 工事成績評価は、適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和3年4月23日（金）から令和3年8月20日（金）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に別表のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

別 表

建設局

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
北部建設事務所 道路安全対策課	②指扇中学校敷地境界 擁壁新設工事	<ul style="list-style-type: none"> 再生砂の六価クロム溶出試験において、平成19年11月13日付で技術管理課長から発出された「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（通知）」に基づき、六価クロム溶出試験費を計上しているが、試験を実施していないことから、土壤汚染に係る環境基準に適合しているか否かを確認する試験を実施すべきである。
北部建設事務所 道路維持課	⑥スマイルロード整備 工事（R1市道122 52号線）	<ul style="list-style-type: none"> 民間が設置した既設のカーブミラーにおいて、道路法第32条第1項の規定に基づく道路の占用許可を受けていないにもかかわらず、一時撤去・再設置していることから、施工前に現地の状況を十分に調査し、道路管理者による工作物等の許可状況を確認すべきである。
北部建設事務所 河川整備課	⑦普通河川宝来川改修 工事（北河R1）	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づく手続において、工事着手前までに市長へ通知が成されていないことから、同法に基づき、発注者は適正に市長へ通知すべきである。 高さが2m以上の作業床の端での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく作業床の端における墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、監督員は受注者を指導・監督すべきである。

別 表

財政局

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
財政部 資産経営課	①北袋町自治会館間仕 切り修繕	・修繕仕様書において、検査を書類検査(現地検査を省略)としたことで、現地検査が行われていないことから、さいたま市施設修繕検査要綱第4条に基づく検査が実施されるように、発注者は仕様書を的確に作成すべきである。
	②丸ヶ崎町自治会館雨 漏修繕	・修繕仕様書において、検査を書類検査(現地検査を省略)としたことで、現地検査が行われていないことから、さいたま市施設修繕検査要綱第4条に基づく検査が実施されるように、発注者は仕様書を的確に作成すべきである。